

## 徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年二月十七日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和二年徳島県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

職の区分	職務の内容
高度業務	上司の命を受け、高度の知識又は経験が必要とする業務であつて、重要施策又は重要事業の推進に関する業務に従事する。
準高度業務	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する。
専門業務	上司の命を受け、専門的な知識又は経験を必要とする業務に従事する。
一般業務	上司の命を受け、業務に従事する。
補助業務	上司の命を受け、補助的な業務に従事する。
技能労務	上司の命を受け、技能労務に従事する。

### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 会計年度任用職員の任用その他この規程を施行するために必要な準備行為は、この規程の施行前においても行うことができる。